

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成26年2月20日(2014.2.20)

【公表番号】特表2013-518367(P2013-518367A)

【公表日】平成25年5月20日(2013.5.20)

【年通号数】公開・登録公報2013-025

【出願番号】特願2012-549444(P2012-549444)

【国際特許分類】

F 2 1 S	2/00	(2006.01)
F 2 1 V	23/00	(2006.01)
F 2 1 V	23/04	(2006.01)
H 0 1 L	51/50	(2006.01)
H 0 5 B	33/08	(2006.01)
F 2 1 Y	101/02	(2006.01)
F 2 1 Y	105/00	(2006.01)

【F I】

F 2 1 S	2/00	1 1 0
F 2 1 V	23/00	1 4 0
F 2 1 V	23/04	1 0 0
F 2 1 V	23/00	1 6 0
H 0 5 B	33/14	A
H 0 5 B	33/08	
F 2 1 Y	101:02	
F 2 1 Y	105:00	1 0 0

【手続補正書】

【提出日】平成25年12月25日(2013.12.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の発光タイルを有する発光デバイスであって、

前記複数の発光タイルの各々は、少なくとも1つの接合部分をもち、

前記少なくとも1つの接合部分は、信号伝送に適合し、各タイルは、前記少なくとも1つの接合部分に接続された導体をもち、

前記少なくとも1つの接合部分は、接続要素を用いることにより前記複数の発光タイルのうち2つの発光タイルを互いに接続するように適合し、

前記複数の発光タイルは、デイジーチェーンバスシステムにより接続される発光面を形成するために、前記少なくとも1つの接合部分及び接続要素により接続され、前記デイジーチェーンバスシステムは、各発光タイルの出力及び/又は色を示す信号を伝送するよう~~に適合し、~~

前記複数の発光タイルの各タイルにおける前記導体は、デイジーチェーンバススキームに従って設けられ、前記少なくとも1つの接合部分のそれぞれは、スイッチを有し、前記複数の発光タイルのうち1つのタイルの前記デイジーバスチェーンは、各スイッチが閉じられた場合にのみ閉じられ、前記少なくとも1つの接合部分の前記スイッチは、接続要素が前記少なくとも1つの接合部分に接続されたときに空けられ、前記複数の発光タイルの

各タイルの前記デイジーチェーンバスは、開けられたスイッチ毎に1つの入力及び1つの出力ポートをもち、前記入力ポート及び前記出力ポートは、前記接続要素に接続される、照明デバイス。

【請求項2】

前記発光タイルは、有機発光ダイオード又は発光ダイオードを有する、請求項1に記載の照明デバイス。

【請求項3】

前記発光タイルは、種々の形状をもつ、請求項1又は請求項2に記載の照明デバイス。

【請求項4】

前記スイッチはメカニカルスイッチである、請求項1に記載の照明デバイス。

【請求項5】

前記スイッチは電気スイッチである、請求項1に記載の照明デバイス。

【請求項6】

各発光タイルは、前記デイジーチェーンバスシステムに接続されたコントローラを有する、請求項1又は2に記載の照明デバイス。

【請求項7】

発光タイルの前記コントローラは、前記発光タイルの出力及び/又は色を制御するよう適合される、請求項6に記載の照明デバイス。

【請求項8】

制御ユニットが前記デイジーチェーンバスシステムに接続され、前記制御ユニットは、前記デイジーチェーンバスシステムを介して前記発光タイルの前記コントローラに信号を送るように適合され、前記信号は、前記発光タイルの出力及び/又は色を示す、請求項1又は2に記載の照明デバイス。

【請求項9】

前記制御ユニットは、ディスプレイを有し、前記ディスプレイは、前記発光タイルが適切に接続されたかどうかを示すように適合される、請求項8に記載の照明デバイス。